

様式第8

清須市公告第58号

清須農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により公告する。

なお、第13条第4項で準用する第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、第13条第4項で準用する第12条第1項の規定により併せて公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、第13条第4項で準用する第12条第2項の規定により、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年8月4日

清須市長 永田 純夫



- 1 第13条第4項で準用する第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果

別紙「農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果」のとおり

- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

清須市市役所産業課

清須市須ケ口1238番地

別紙

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の要旨とその処理結果

令和8年5月25日に公告した農業振興地域整備計画の変更案に対して提出された意見書の要旨及びその処理結果は下記のとおりである。

なお、縦覧期間外に提出された意見、清須市の住民でない者（法人を含む）から提出された意見、及びその内容が農業振興地域整備計画の変更案の内容に係るものと認められない意見については農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第13条第4項で準用する第11条第2項の規定により効力を有しないため、省略した。

記

意見の要旨	左記の処理結果
意見なし	

様式第 5

農業振興地域整備計画を変更する理由

清須市

第 1 農業振興地域整備計画変更の理由

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年 7 月 1 日法律第58号）に基づき、本市（町村）の自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して農業以外の土地利用との調整を図りつつ農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備に必要な施策の推進に努めているところである。

今般、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について本市（町村）住民等からの要請があり、その内容を検討した結果、同法第13条の規定による農業振興地域整備計画の変更を行うこととした。

第 2 変更の概要

1 農用地利用計画

（1）農用地区域の編入

図面番号	所 在	編 入 の 理 由

注・〇〇事業の後の括弧には、農振法施行規則第 4 条の 3 第 1 項の事業を記入すること。

（2）農用地区域の除外

図面番号	所 在	除 外 の 理 由
①	清須市一場弓町36番の一部	農業外の土地利用を希望する申出があり、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 2 項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。
②	清須市一場御園849番1の一部	農業外の土地利用を希望する申出があり、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 2 項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。
③	清須市春日新堀47番の一部	農業外の土地利用を希望する申出があり、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 2 項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。

(3) 用途区分の変更

図面番号	所 在	変 更 の 理 由

[記載注意]

- 1 この様式は、整備計画の変更案に添えて公告縦覧に供するものとする。(法第11条第1項)
- 2 農用地利用計画を変更する土地は平面図により表示することとし、位置図（付図1号及び付図8号に位置を表した図面）により表記する。